

特許と意匠について

産学連携・知的財産本部
知的財産アドバイザー
特任教育職員（教授） 弁理士 久保山 隆

特許権、実用新案権、意匠権そして商標権は、産業財産権の中核を成すものですが、今回は意匠権について、特許権と対比しながらご紹介いたします。

特許権は、ご存知のように自然法則を利用した技術的思想の創作である発明について与えられる独占権です。それでは、意匠権は何を対象とするのでしょうか。

意匠権の対象である意匠は、美しさや独自性のある部品の形状・模様・色彩などに関するデザインです。このデザインは、創作という点では特許の対象である発明と共通しています。しかし、意匠制度は美観の面から創作を捉え、これを保護しようという点で、技術的思想（アイデア）の面から創作を捉える特許制度とは異なっています。

使い心地の優れたデザインや使い易いデザインは人々の購買意欲を刺激します。意匠制度は、新しく創作した意匠（デザイン）を登録して創作者の財産として保護し、その利用を図ることで産業の発達を促進しようとするものです。

意匠登録を受けられる意匠は、特許の場合と同じように、新しさや容易に創作できないことが求められます。そして、登録されるためには工業上利用できるものが対象となるため、美術品や芸術品のように量産されないものは登録されません。なお、登録された意匠の保護期間は登録の日から 20 年となっています。

本学では、研究成果の産業財産権による保護は特許出願が中心ですが、開発品を適切に保護する為に意匠出願も今まで数件行っております。その中から「単孔式内視鏡手術用マルチポートデバイス（意匠登録第 1444851 号）」につき紹介します。

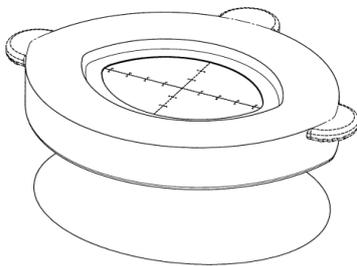
本意匠出願は平成 23 年 12 月 6 日になされており、登録日は平成 24 年 5 月 25 日です。出願は本学と本意匠を共同で開発してきた(株)八光との共同出願となっています。意匠の創作者は医学部第 1 外科学の柴尾和徳講師他です。

ところで、意匠出願では、出願意匠を特定する為に意匠が具現化される部品や意匠を具体的に表現した図面や写真の提出が必要です。本出願では、意匠に係る部品は「内視鏡下手術用アクセス器具」となっています。意匠出願時に提出した図面の中から斜視図と正面図を参考までに示します。

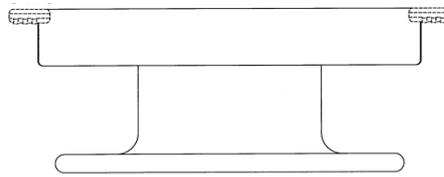
この意匠権にかかるデバイスは楕円形状をしており、従来の正円型デバイスと比較して広いトロッカー間隔が確保されます。

この為、複数本のトロカールを配置した場合でもトロカール同士の干渉を抑えて術者の手技ストレスを減らすだけでなく、切開径を必要最小限にすることで患者の負担も軽減することができます。

本デバイスはE・Zアクセス ラッププロテクターFF0707D（楕円）用の名称で株式会社八光から販売され、単孔式内視鏡手術において全国で広く利用されています。



【斜視図】



【正面図】



(2014年3月)